

平成28年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成28年3月9日）

議事日程（第2号）	47
日程第1 一般質問	49
1. 上林昌三 議員	49
2. 奥村房雄 議員	52
3. 稲石義一 議員	56
4. 今西久美子 議員	70
5. 垣内秋弘 議員	77
6. 谷口重和 議員	84
7. 安本 修 議員	91
8. 山内実貴子 議員	94

平成28年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月9日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 上林昌三 議員
2. 奥村房雄 議員
3. 稲石義一 議員
4. 今西久美子 議員
5. 垣内秋弘 議員
6. 谷口重和 議員
7. 安本 修 議員
8. 山内実貴子 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	稲石 義一	議員
	2番	内田 文夫	議員
	3番	山内 実貴子	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西 久美子	議員
	6番	青山 美義	議員
	7番	垣内 秋弘	議員
	8番	奥村 房雄	議員
	9番	原田 周一	議員
	10番	上林 昌三	議員
	11番	谷口 重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、ご報告申し上げます。

本日、奥谷企画課長より欠席の申し出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

10番、上林昌三君の一般質問を許します。上林君。

○10番（上林昌三） 皆さん、おはようございます。

3月定例会の一般質問でトップバッターを務めます、10番、上林昌三でございます。

通告に従いまして、高齢者支援について、高齢者の虐待防止についてお尋ねをいたします。

高齢者虐待、あるいは老人虐待という言葉が近年見聞きすることが多くなりましたが、高齢者が身体的暴力を受けたり精神的なダメージを受けるというような現象は、古くからあったに違いありません。しかし、高齢者虐待が社会問題として捉えられるようになったのは、それほど古いことではないと思います。高齢者が、他者からの不適切な扱いにより人権を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることこそ虐待であります。

高齢者が入所している施設、病院等で受ける施設職員による施設利用者への虐待が、2014年11月から12月に川崎市の介護つき有料老人ホームで、入所者の86歳から96歳の男女3人が相次いでベランダから突き落とされ殺害されるという事件が発生し、施設の元職員が殺人容疑で逮捕されたのは、皆さんもよくご存じのことと思います。

老人ホームなどの施設の職員は、お年寄りに寄り添って身の回りのお世話をすること

で、利用者がその人らしい生き生きとした生活ができるようにサポートするのが仕事だと私は思いますが、何ともやるせない思いがしてなりません。

本町にも介護施設や特別養護老人ホーム等がありますが、こういった忌まわしい事件が起こらないよう虐待の見守りと、早期発見や早期対応のために町として何か対策をとられているのかお聞きします。

また、介護施設などでの虐待防止のためには、介護職員に対する研修が有効ではないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、本日平成28年第1回町議会定例会におきます一般質問ということで、公私何かとご多用のところご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、あす、あさってで、東日本大震災が発生いたしまして5年目を迎えようとしておるところでございます。犠牲になれました多くの方々に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方に改めましてお見舞いを申し上げたいと思います。あわせまして、早期復旧・復興を願うところでございます。

本日は、8名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。また、質問も大変多岐にわたっておりますので、できるだけ的確、簡潔にご答弁を申し上げたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの上林昌三議員のご質問に対しましては、健康長寿課長からご答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） おはようございます。

上林議員のご質問にご答弁させていただきます。

介護保険施設に限らず、高齢者に係る虐待に関する情報をいただいた際には、まず、現状確認することを基本として対応しております。情報につきましては、地域住民の皆様をはじめ民生委員さん、担当ケアマネジャーから寄せられる場合が多い状況でございます。地域包括支援センターの職員が直接訪問するほか、事例によりましては、警察との情報共有を図る場合もございます。

事案の内容にもよりますが、対応方策といたしましては、自宅における虐待のケース

では、短期入所や施設入所により虐待を行っている方と距離をとり、身の安全を図ることを第一としております。介護保険施設への指導につきましてですが、現時点では、本町が指定及び指導権限を有する地域密着型施設がないことから、京都府により行われている状況でありますので、情報共有を図りながら取り組んでいるところでございます。適切な事業運営が展開されるよう、今後とも関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 上林君。

○10番（上林昌三） 一般的に施設の閉鎖的な面は残されており、オープンになっていない面も多く、施設における虐待の実態は明らかではありませんが、防止するためには、まず施設の中で行われていることがオープンにされることで、その上で介護スタッフの質の向上と労働条件の改善が必要であると思います。

ご答弁では、指導権限は京都府にあるとのことですが、本町行政でも可能な限り、住民の立場に立った施設への指導、見守りをお願いいたしまして、高齢者虐待防止についての質問を終わります。

続きまして、荒廃農地対策について、市民農園の整備についてをお尋ねいたします。

町内を見渡しますと、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地、いわゆる荒廃農地が多数見受けられます。市民農園は、退職後のサラリーマンや近隣市町の住民が、余暇時間を使って自家用の野菜などを育てる場として利用されています。近年、健康志向を反映し、安全で安心な農作物の栽培や高齢者の生きがいがづくり、あるいは障がいのある方々の就労を目的とした作業など、さまざまな目的での利用が考えられます。地元住民や近隣の市町から来られた人たちが町内で農作業をされ、宇治田原のよさを改めて感じられることにより、国保の負担のかからない健康で元気な方を迎え、願わくば定住促進や移住を考えられるなど、人口減少に少なからず歯どめがかかることも考えられると思います。

私は、そういった意味からも、荒廃農地や遊休農地を利用して、宇治田原町でも真剣に市民農園を整備してはどうかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） おはようございます。

荒廃農地対策についてご答弁を申し上げます。

耕作放棄地や荒廃農地については、全国的な課題となっているところでございます。本町におきましては、認定農業者や担い手農家が農地の利用権設定を行い経営規模の拡

大を凶られるなど、荒廃農地の解消につなげていただいていることや、国の制度による担い手農家への農地集積を目的とした農地中間管理事業を利用し、将来的な荒廃農地の発生抑止を進めているところでございます。

また、荒廃農地につきましては、近年発生しております豪雨による土砂災害等の防災上の観点からも、解消に向けて取り組まなければならないと考えております。

議員ご指摘の荒廃農地や遊休農地を利用した市民農園につきましても、農地の有効利用、また荒廃農地の発生抑止の有効な手段であると認識しているところでございます。今後、農業委員会等の関係機関と連携を密にし、市民農園開設について、他の地域での事例等を参考にし、研究を図るよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 上林君。

○10番（上林昌三） 常日ごろから進めておられる荒廃農地の発生抑止から、一步を踏み込んだ有効利用について一層努めていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、上林昌三君の一般質問を終わります。

続きまして、8番、奥村房雄君の一般質問を許します。奥村君。

○8番（奥村房雄） 通告に従いまして、8番、奥村房雄は一般質問をさせていただきます。

1点目、町長の政治姿勢についてお聞きします。

まず1つ目、「好きやねん うじたわら」の推進についてお伺いします。

平成25年2月に西谷町長が就任されて以来、はや3年が過ぎました。町長の任期最終年となる平成28年度は、町政60周年の節目の年であり、第5次まちづくり総合計画の初年度でもあります。まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域創生対策を加速化させる重要な年でもあります。

そこで、西谷町長は、未来に希望と責任を持って、町内外の方から「好きやねん うじたわら」と言ってもらえるまちづくりを今後どのように推進されるのかお尋ねします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、奥村議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成28年度は私の任期最終年となりますとともに、町制施行60周年を迎える節目の年でもございます。

こうした中であって、私は就任以来一貫して、地域の人たち同士のきずな、それを支

える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずながしっかり結び合うことにより、町内外の方々から「好きやねん うじたわら」と言ってもらえるまちづくりの推進に努めてまいったところでございます。このまちづくりの基本姿勢は今後も不変であり、その実現のためにも第5次まちづくり総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各種施策の推進を、職員が一丸となって積極的に取り組み、百万一心の気概のもと、未来に希望と責任を持てるまちづくりの実現に全力を尽くしてまいる所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○8番（奥村房雄） 町長は常々おっしゃっています。住民同士のきずな、役場職員間のきずな、住民と役場職員とのきずなの3つのきずなが結び合って、町内外の方から「好きやねん うじたわら」と言ってもらえるまちづくりを今後も一貫して推し進める基本姿勢に変わらないとのこと、大いに期待します。

次に、2つ目、公約の実現目標についてお聞きします。

町長は3年前、町長に就任されたとき、未来に希望と責任、暮らしに安心安全、行政に信頼と真心という3つの柱から成る51項目の具体的施策を公約に掲げられました。その中で実現されたもの、まだ道半ばのもの、まだ手つかずのものもあるかと思えます。公約の再点検により、実現に向けて進んでいただきたいと思います。

また、平成25年9月に甚大な被害をもたらした台風18号発生時には、被害現場をくまなく見て回り、特に迅速な対応で国道307号の交通被害を最小限にとめられたこと、また、同年12月には長く懸案事項であった庁舎問題について、移転、新築の英断をされたことに対しては、高く評価するものであります。平成28年度も厳しい財政事情のもと、公約である未来に希望と責任をバランス感覚で財政運営の執行に当たられることを期待します。

そうした中、町長は、平成28年度の最重点課題に挙げられております宇治田原町山手線の整備、役場庁舎の新築移転事業については、できるだけ早い時期に具体策が見える努力は必要と思いますが、町長の決意のほどをお尋ねします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） これまでの町長任期3年におきまして、私は未来に希望と責任、暮らしに安心安全、行政に信頼と真心という3つの基本的な視点に立ち、まちづくりの推

進に取り組んでまいりました。こうした中、人口減少における地域創生の推進など、自治体としての生き残りをかけた対応が要請される現代にあって、私が掲げます公約の実現に向けましては、待ったなしの町政運営が求められているものと捉えております。

こうしたことから、任期最終年に当たり、主要課題に挙げております事項の中でも、特に最重要と位置づける都市計画道路宇治田原山手線の整備及び役場庁舎の新築移転事業につきましては、議員からもご指摘のとおり、できるだけ早期に具体的な内容をお示しできるよう、全力かつ不退転の決意で臨んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 奥村君。

○8番（奥村房雄） ありがとうございます。特に宇治田原山手線の整備、役場庁舎の新築移転事業については、多くの住民の方が、その事業開始を待ち望んでおられます。その具体案については早期にお示しできるよう重ねてお願いし、この質問は終わりとなります。

次に、2点目、認知症予防についてお尋ねします。

まず1つ目、認知症予防の取り組みについてお伺いします。

我が国の高齢化率は、世界でも例を見ない早さで進んでいます。国は、昨年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定しました。その中で、いわゆる団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる9年後の2025年には、高齢化率が30.4%になると推計され、厚生労働省は全国で認知症になる人は700万人を超えると推計値を出しております。これは実に65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症を患う計算となります。認知症になると、記憶力や判断力は低下し、社会生活に支障を来します。外出してそのまま行方不明になったりする場合もあり、家族の身体的、精神的負担も大変なものとなります。

そこで、当町は、現在、認知症の早期予防に向けてどのような取り組みをされているのかお尋ねします。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 認知症予防のためには、家に閉じこもらず人と触れ合うこと、運動習慣を身につけること、食生活に留意すること等、生活習慣病予防が重要な要素となります。

このため、各地域において、元気はつらつ若返り塾やおやじエクササイズを開催し、

外出習慣と運動習慣を身につけていただく取り組みを行っており、両事業で200名を超える高齢者に参加していただいております。特に、元気はつらつ若返り塾では、各地域の公民館などを会場としていることから、歩いて通えると好評をいただいております。要介護状態に近い身体状況であっても認定を受けず、頑張っていこうという気持ちで参加していただいている方々も多く見受けられ、認知症予防にも効果をもたらしているものと考えております。

また、二次予防事業として、少人数の方を対象に運動指導士、歯科衛生士、管理栄養士及び保健師がそれぞれの専門分野を担当し、複合的なメニューによる事業を実施しています。食生活の分野でも、介護予防、認知症予防をテーマに料理教室と講座をセットで開催しているところでございます。

そのほか、認知症予防の担い手として、認知症予防ゲームの実践者として、住民の自主的サークルNYBの立ち上げ及び活動支援や、社会福祉協議会との連携により、地域サロン支援にも取り組んでいるところでございます。

行政が実施する事業、地域や住民の皆さんの活動が展開されることにより、認知症にならない、なる時期をおくらせるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 奥村君。

○8番（奥村房雄） 次に、2つ目、認知症サポーターの養成についてお聞きします。

超高齢化に伴い、認知症の人は増加しております。たとえ認知症になったとしても、本人が最後まで希望と尊厳を持って暮らしていくことができる社会を目指すための施策は今求められております。新オレンジプランでは、あと2年後、2017年度末までに認知症高齢者を見守り、支えていく認知症サポーターを800人にする目標を掲げております。認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考えとしております。

今後ますます認知症の方が増加すると考えられることから、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進は欠かせません。そのためにも認知症サポーターの養成は必須要件です。当町の認知症サポーター数と、その養成法についてお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 認知症に対する正しい理解と、地域で認知症になられた方々を見守る、そうした地域づくりが重要であると考えております。そのため、これまでより認知症サポーター養成事業に取り組んでおり、平成27年度の養成講座では

70名の新たなサポーターを要請し、累計で149名となりました。

地域包括ケアシステムの構築が求められる中、京都府においても認知症の方々が地域で生活しやすくなるよう、リンクワーカーの養成に着手され、町の地域包括支援センターからも2名参加しております。

町の高齢者介護・福祉計画に位置づけを行っております相談支援体制の充実や、保健、医療、福祉、介護などの連携に向けた体制づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 奥村君。

○8番（奥村房雄） 高齢化の進む中、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯もふえています。地域で広く支える仕組み、体制づくりこそが、認知症の方が安心して暮らせるまちであり、誰にとっても優しいまちであり、住んでよかったとみんなが実感できるのではないのでしょうか。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、奥村房雄君の一般質問を終わります。

続きまして、1番、稲石義一君の一般質問を許します。稲石君。

○1番（稲石義一） 通告に従いまして、一問一答方式により一般質問を行います。

まず1問目の、町長の施政方針についてでございますが、平成28年度の施政方針は、今定例会の冒頭に町長よりお示しをいただきましたが、そこに掲げられました方針のうち、特に町長が住民の皆様に訴えたい政策は何なのか、3つに絞って簡潔にお答えいただきたく存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

さきの今議会開会におきまして、平成28年度施政方針として申し述べさせていただきました内容とも重複いたしますが、私の公約や、今議会にご提案申し上げます第5次まちづくり総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を通じて明らかになってまいりました本町の主要課題等も踏まえて、私が任期最終年に臨むに当たり最も重要と考えております施策について、3点に絞って申し上げます。

まず、1点目は、私が常々本町のまちづくりの1丁目1番地と申し上げております都市計画道路宇治田原山手線の整備であります。

本事業におきましては、住民会議においても積極的な活動をいただいております、引き続き京都府とも協議を重ねながら、早期完成に向けて全力を傾注してまいりたいと存じます。

す。

2点目は、役場新庁舎の建設事業です。

新庁舎については、昨年9月に新庁舎建設基本構想を取りまとめるとともに、第5次まちづくり総合計画の土地利用構想において、町道南北線周辺をシビック交流拠点と位置づけ、当該地域への公共施設や産業、工業機能の集積を図るとしているところでございます。新庁舎の移転建設は、単に行政機能の強化、充実にとまるだけでなく、基幹道路の整備や周辺地域の土地利用など、将来の本町まちづくりの根幹にかかわる事業でもありますことから、早急にその具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目といたしまして、人口減少対策への取り組みであります。

第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略にも本町の最重要課題と位置づけるこの課題克服のため、町に若者を呼び込み、働く場を確保する、若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む、地域で見守り、安心して暮らしやすいまちをつくるという3つの基本目標と、これにつながる19の柱を定めており、これらに基づく各種事業を積極的に展開してまいりたいと考えております。

以上が、特に私が申し上げたい政策ですが、これらの推進により第5次まちづくり総合計画の将来像である「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」実現を目指してまいる所存でございますので、議員各位並びに住民の皆様への一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ご案内のとおり、平成28年度の施政方針は、山手線整備、新庁舎建設、第5次総計及び地方創生総合戦略の3つの最重要政策と、第5次まちづくり総合計画に掲げられました4つのまちづくりの目標で構成されております。

ただいま町長からは、前段の3つの政策が特に住民に訴えたい最も重要なものであるとのご答弁がございました。第5次総計及び地方創生総合戦略のスタート年に際しての施政方針といたしましては、このような内容となるのが妥当であると思われますので、了といたします。

ただし、これらに係ります具体的な事業取り組みが何よりも重要と考えますため、初年度の枠組みとなります平成28年度当初予算の審査の場において、詳細についてはお聞きいたしたく申し添えておきます。

次に、町長の任期も残すところ1年を切りました。そこで、あと1年に期する思いに

ついて、住民の皆様にはわかりやすい言葉で語っていただきたく、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、任期あと1年に期する思いについてお答えを申し上げます。

平成25年2月に私が第16代宇治田原町長に就任させていただいて以来、早くも3年が経過いたしました。私にとりましては、この間は無我夢中の毎日でしたが、今日まで町政を無事に進めてこられましたのも、議員各位並びに住民の皆様の温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第でございます。

このような中、私の1期目任期の最終年でもある平成28年度は、今議会にご提案申し上げます第5次まちづくり総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略の実質的なスタートの年でもございます。改めて大変重要な年であると認識するとともに、身が引き締まる思いでございます。したがって、私の公約を改めて再点検することはもちろんのことですが、人口減少問題をはじめとする将来的課題が山積する困難な時代であるからこそ、単なる1年間の町政運営を見通すのではなく、30年先、50年先に本町に住んでいただく方々が幸せを感じられるよう、未来に希望と責任の持てるまちづくりを、これら計画に基づき着実に推進していかなければならないと考えております。

なお、これら諸施策を推進するに当たり、行政が地域課題に主体的に対応していくことは当然ですが、住民の皆さんと行政が心をつにし、きずなをしっかりと結び合っ、ともに歩んでいくというまちづくりが重要であると考えており、その結果として誰からも「好きやねん うじたわら」と言っていただけのように、百万一心の気持ち、誠心誠意努力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解、ご支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 町長の任期最終年と第5次総計及び地方創生総合戦略のスタート年とが重なったことについて、改めて町長から覚悟のほどが述べられました。さらに30年先、50年先を見通した未来に希望と責任の持てるまちづくりの推進について、住民とともに歩んでいくとのお答弁があったところでございます。住民が夢と希望の持てる確かな道しるべをお示しいただき、おれずに勇気をもって立ち向かっていかれることを強く求めておきます。

次に、2問目の、平成28年度の組織・機構の見直しについては、2月の全員協議会

においてその全容が明らかになったところでございます。

そこで、今般の見直しの狙いと特徴点は何なのかをお伺いいたします。とりわけ、部制導入については、丁寧な答えをお願いいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

組織・機構の見直しの狙い及び特徴点についてですが、平成17年4月1日に簡素、効率的な行政運営を行うとともに、複雑、多様化する行政需要に迅速に対応するため、組織のさらなるフラット化を目指し、組織の改正、部制廃止を行い、4部14課1室について、13課4室に組織のフラット化を図ったところでございます。

部制を廃止して10年余り経過し、この間、毎年所属ヒアリングを実施し、組織の検証を行ってきたところであり、そうした中、議会からもご提案、ご指摘をいただく中で、平成26年4月からは問題回避型組織運営から効率性、経済性、公平性に加えて、限りある行政経営資源で最大の効果を上げる目的志向型組織機構へと転換を進め、幅広く解決策を調整するため、部門ごとに理事を配置し、住民のニーズや行政課題への柔軟な対応を目的とした課内室を設置し、利用者の利便性を向上するための組織として取り組んできたところでございます。年々、事務事業の増加や法改正による新制度の対応など、各課を超えた横断的な組織ぐるみの取り組みがますます増大してきており、組織のフラット化では対応できない状況になってまいりました。そうした検証、点検を進める中で、平成27年4月1日から3名の理事に決裁権を与え、横断的に事務事業を推進できる体制を構築してまいりました。

このような状況の中で、さらに平成28年度からスタートする宇治田原町第5次まちづくり総合計画及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実効を高める配置や、新名神及び山手線整備、新庁舎建設等の大型事業を推進するプロジェクト推進課を設置、また窓口サービスの充実として戸籍住民係と税務係を1課に統合し、窓口事務の充実、利便性を図ってまいりたいと存じます。

そうした状況も踏まえ、各種事業が本格化してまいることから、各課間の組織横断的な連携強化をなお一層図るため、各部門ごとに部制を導入することとしており、職員数の最適化を図る中、管理監督者への女性職員の登用を行うなど、さまざまな行政課題に迅速、柔軟に対応できるよう、さらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 平成17年度の部制廃止以降10年余りが経過し、組織のフラット化では対応できない状況について、理事から具体的に説明があったところでございます。

問題回避型組織運営から目的志向型組織機構への転換及び課を超えた組織横断的な取り組みの必要性が述べられ、さらには平成28年度からスタートいたします第5次総計や地方創生総合戦略の実効を高めるとともに、山手線整備や新庁舎建設など大型プロジェクト事業を推進するためには部制を導入することが必須であること、加えて窓口サービスの充実や女性職員の登用など、今般の組織機構見直しの特徴点については理解と納得ができるものでございまして、了といたします。

いずれにいたしましても、町政水準を府内トップクラスに引き上げるためには、組織を根底から見直し、住民福祉における質、量の双方ともに充実することができる体制を整えることが最低の条件となります。今般の組織、機構の見直しがその一里塚となりますことを強く願っておきます。

次に、人材育成についてお伺いをいたします。

今回の組織、機構の見直しをこれからの人材育成にどのように生かされようとするのか。組織、機構のかなめは、何といたっても人であります。主事から部長に至るまでの全職員が、まちづくり総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に向かって邁進でき得る人づくりにはどういった仕組みが必要なのか、組織、機構の見直しに関連してのご答弁をいただきたく、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

今回の組織、機構の見直しと人材育成との関係についてでございますが、ご質問いただきましたように、全職員が一丸となって事務事業の推進を図っていくことが基本と認識しております。先ほどご答弁申し上げましたが、今回は大々的に組織、機構の見直しを図ってまいりたいと考えているところであり、職員が組織内外の状況の変化に対応し、複雑化、多様化する住民ニーズを的確に捉え、それに応える住民サービスを提供していかなければならないと考えております。

そのためには、これまで以上に専門的な知識や能力が要求されるとともに、組織としての力を向上させることが重要と認識しており、厳しい財政状況や限られた人材の中で、組織としてそれぞれが自己研さんする中で住民サービスの向上を図るには、ご指摘いただきましたように、人材育成すなわち人づくり、これこそが唯一の方法と考えておりま

す。

そうしたことから、宇治田原町人材育成基本方針並びに人材育成実施計画による推進をしていくことが重要と考えているところであり、職員の意識改革、能力開発を積極的に行うことで、限られた人員の中で一人一人の能力、可能性を十分に引き出し活用していく中、長期的な方策を策定し、総合的な取り組みを具体的に推進していくことが求められております。

いずれの事柄も行政組織運営と深くかかわっており、まず①行政と多様な主体、住民団体、NPO、企業等との協働による公共サービスの提供、②厳しい財政状況に対応できる行政体制の整備、③行政ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織編成、④職員の能力を最大限に引き出し得る人事管理、⑤透明性の確保と説明責任を積極的に取り組むには、今回の総合的な組織機構見直しの中で部制の導入をはじめ、行政課題に対応した柔軟な組織、課題の重点に対応した組織の見直しが生きてくると考えており、これまで以上に職員一人一人がこれらの課題に適切に対応できる能力を身につけておくことが必要でございます。そのために、職員の能力開発を効果的に推進すること、すなわち能力を引き出し、狙いを高めることが人材育成と考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、組織見直しと人材育成との関係についてお答えをいただきました。全職員が一丸となって事務事業の推進に努めることが基本であること、また職員が組織内外の状況の変化に対応し、複雑、多様化する行政課題に的確に応えるため、これまで以上に専門的な知識や能力が求められることにも言及されました。

確かに、これまでの広く浅い行政範囲での対応では、住民の満足度を充足させることはできなくなっていると言えます。こうした状況下で、今後は人材育成基本方針及び実施計画により人づくりを推進していくとの方向性が示され、5つの行政組織運営の基本となる事項も明示をされました。今回の部制の導入をはじめとする大々的な組織・機構の見直しは、これら組織運営及び人材育成に生きてくるものと考えているとの力強いご答弁がございましたので、その動向を見守ることといたします。

次に、3問目の公共施設等総合管理計画についてでございますが、昨年12月定例会の一般質問におきまして、町診療所の再開見直しについてお伺いをいたしました。そのときのご答弁では、関係医療機関と協議を行っている中では、町診療所の活用を前提と

した検討は行われていないとのことをごさいました。そのご答弁のとおり、今定例会には宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例の廃止条例が提出されております。

そこで、本年度策定の公共施設等総合管理計画の中では、この件についてどのような方向性が打ち出されているのか、普通財産となった施設の活用方策についてお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 小西理事兼財政課長。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、稲石議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の公共施設等総合管理計画につきましては、今年度中の策定を目指しまして作業を進めてまいったところをごさいます。作業の最終段階にあり、第5次まちづくり総合計画等との整合を図るなどいたしておるところをごさいます。本定例会中にご報告申し上げる段階となっておりますので、現在の最終素案での考え方に基きまして答弁とさせていただきますと思います。

ご質問の町診療所の施設活用の方向性をごさいますけれども、本件に関しまして、公共施設等総合管理計画におけます簡易評価を用いた整備指針では、4つの区分をしております。維持継続、利用検討、更新検討、用途廃止をごさいます。その中で、町診療所につきましては、利用検討の区分にしております。この区分は、施設状況は悪くないが、利用状況はよくないと考えられるため、用途変更や統廃合による有効活用を検討すべき施設とされているものでございます。

公共施設等総合管理計画では、評価結果をもとに、今後、公共施設整備の検討を進める対象施設を大まかに分類し、大きな方向性を示すことといたしております。個別施設の具体的な整備に関しましては、平成28年度以降整備計画等を立案するなど、整備方針を個々に定めていくこととなります。

本町といたしましては、こういった状況の中、現行の町診療所施設につきましては、ただいま申し上げました公共施設等総合管理計画における方向性も踏まえる中、今般、町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を上程させていただいたところをごさいます。これをお認めいただきますと、普通財産となる予定の当該施設の活用方策についてでございますが、さきにも申し上げましたとおり、当該施設は総合管理計画では利用検討とされている点を鑑みまして、検討を進めることとなります。例えば、地域子育て支援センターの移設先も候補の一つとして考えられるものと存じますが、今後、個別の整備計画を立案し、施設の整備活用について鋭意検討を進めてまいりたいと考え

ているところでございます。

今後とも、事業の推進につきまして随時ご報告申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のみすますのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、公共施設等総合管理計画について、第5次総計等との整合を図るなど最終段階にあり、素案としての考え方が示されたところでございます。

その中で、町診療所の施設活用については、簡易評価方式による、1つには維持継続、2つには利用検討、3つには更新検討、4つには用途廃止の4つの区分のうち、診療所については利用検討に区分けしているとのことご答弁がございました。また、施設状況は悪くはないが、利用状況がよくないと考えられるため、用途変更や統廃合による有効活用を検討すべき施設と位置づけられ、平成28年度以降に整備計画を立案するなど、個別の対応を行っていくとのことの方針が示されました。

さらに、廃止条例が可決されたとの仮定で、子育て支援センターの移転先としての活用の候補事例も挙げられました。現行の子育て支援センターについては、議会でも問題視しており、新庁舎建設に係る基本構想の提言においても、新庁舎建設時にはぜひとも複合化をと強く求めたところでございます。新庁舎建設までの緊急避難的な位置づけとして、現行の見るに忍びない手狭な子育て支援センターの移転先として前向きに検討され、早期の事業着手並びに移転ができますよう強く求めておきます。

次に、4問目の少子化対策についてでございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、3つの基本目標の第2番目として、若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育むと設定されております。まさに少子化対策が総合戦略の最重要政策であるとの認識であろうと思われまます。

その基本的方向として、結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援充実が重要であるとの位置づけのもと、実際に取り組む施策として、結婚希望者の出会いの場づくりを支援するとあります。また、数値目標については、婚活支援事業への参加者数を、今年度の52人から80人へ、カップル数も7組から10組へと増加させる計画となっております。

この婚活事業については、今年度の事業内容を継続、発展させることも必要であると思っております一方で、マンネリ化による参加者の減少も予測がされます。そこで、本町単独

で取り組むのではなく、近隣市町と連携を図る中で、広域的な婚活事業として輪を広げてみてはいかがでしょうか。加えて、結婚対象者の親をターゲットに情報交換の場を設けるといふ事業も提案いたすものですが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） まち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づけておりまして、若い世代が宇治田原町で結婚し、子供を産むためには、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援が重要であると考え、その一つの取り組みとして結婚希望者の出会いの場づくりを支援することとしております。平成27年度においては、宇治田原町商工会青年部が実施されました婚活イベントを支援し、町内外から52人に参加いただき好評を得たところであり、今後もこのような出会いの場づくりの活動への支援を継続してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、昨今婚活事業が多数開催されている中、内容がマンネリ化することなく魅力ある事業にするためには、広域的な事業展開は重要な視点であると考えております。町単独だけではなく、京都府が取り組んでおりますきょうと婚活応援センターとも連携し、近隣市町との広域的なイベント開催など、積極的に検討してまいりたいと考えております。

さらに、ご提案いただきました婚活対象者の親をターゲットにいたしました事業についても貴重なご意見としてお伺いし、実際取り組んでおられる自治体の事例なども研究しながら、今後の婚活支援事業に生かし、結婚を希望する方への有効な支援となるようさまざまな事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、若い世代が本町で結婚し子供を産むためには、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援が重要であるとの考えのもと、結婚希望者の出会いの場づくりを継続して支援していきたいとのご答弁がございました。このため、平成28年度当初予算には、婚活支援事業が計上されております。また、私が提案いたしました婚活事業の広域的展開については、京都府が取り組んでおられますきょうと婚活支援センターとも連携し、近隣市町との広域的イベントの開催など、積極的に検討したいとの方向性が示されました。加えて、結婚対象者の親をターゲットにした事業についても、他の自治体の情報などを収集する中で、今後の婚活事業に生かしていきたいとのご答弁がございました。

いずれにいたしましても、結婚を希望される方にとって有効な取り組みは何なのかを、

行政当局だけでなく、地方創生にかかわる全ての者が英知を絞って対応していくことが必要であります。そのため、今後の動向を見守りたく存じます。

次に、5問目の環境施策についてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく第2期地球温暖化防止実行計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

この計画の実施期間は、平成24年度から28年度の5カ年とされております。また、計画の基準値は、第1期期間の単年度実績の平均値とし、削減目標はその5%を減じることとされております。

平成28年度は、計画期間の最終年度であります。そこで、この4年間の取り組み状況はどうなのか。目標達成の見込みはあるのかないのか、仕上げの年に向かってのお考え方等お伺いをいたします。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 国内政策として、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、平成11年4月から施行されました。

本町では、平成19年4月に第1期となる地球温暖化防止実行計画を策定し、5年間、平成19年度から平成23年度で、温室効果ガス排出量を5%（平成16年度比）することを目標に、環境負荷の少ない事務事業の推進に取り組んできました。結果として、最終年度の23年度はマイナス2.1%となり、目標のマイナス5%には届きませんでした。

その要因を検証しますと、電気使用量がマイナス1.7%、灯油使用量がマイナス26.8%と削減している反面、公用車燃料が1.6%、ガス使用量が7.6%、OA用紙使用量が15.9%という状況にありました。

議員ご質問の第2期地球温暖化防止実行計画でございますが、第1期地球温暖化防止実行計画の結果を考慮し、外的要因を受ける施設の見直しを行いました。まず、電気使用量では、浄水量、排水量に影響される上下水道施設、施設利用者数に影響を受ける総合文化センターと体育施設、また、ガス使用量では、食の安全性を考えれば削減できない学校給食共同調理場を対象施設から除外しました。なお、基準値は、第1期期間の各年度実績の平均値とし、5%削減することを目標としました。

第2期計画の進捗状況でございますが、1、2年目はOA用紙使用量の増加により、平成24年度は、マイナス1%の目標に対しプラス4.4%の増加となりました。2年目の25年度は、マイナス2%の目標に対しプラス5.3%の増加となりました。3年目の平成26年度は、OA用紙、電気使用量以外は全て目標を達成できたことにより、

マイナス3%の目標でありましたが、マイナス0.4%になりました。4年目の27年度は、年度途中でありますが、4月から12月までの9カ月間の合計値を1年間に換算したところ、OA用紙使用量は増加していますが、全体では目標のマイナス4%を達成できるのではないかと見込んでいます。

この間の原因を検証したところ、3小中学校のOA用紙使用量が増加しているのが一つの要因であり、夏季・冬季の学習で教材を購入せずコピーして生徒に配付、各教科担当教員がワークシート等を作成し授業で活用、また教職員全体が両面印刷、裏紙使用の削減意識が薄いことでした。役場庁舎においても、平成26年度から第5次まちづくり総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、宇治田原町観光振興計画等種々の策定事業がふえていることが原因であると考えられます。

教育委員会からは、今後、教職員の意識改革を図っていききたいとの回答もいただいております。おるところであり、議会の提出資料についても両面印刷できるものはしていただき、削減に努めていただくこととしております。また、職場では、環境マネジメントシステムに基づき、エコ職場推進責任者から毎月の環境改善目標の数値を報告してもらい、目標に達していない数値についての改善策も提出してもらおう中、徹底を図っているところでもあります。

ご質問の目標達成の見込みがあるのかないのかですが、28年度については最終年度ということもあり、マイナス5%の目標達成に向けて、絵に描いた餅にならないように職員全員に削減意識の向上を図り、万全を期してまいる覚悟でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、本町の地球温暖化防止実行計画について、第1期計画の未達成の要因分析及び第2期計画に向かっての対応策等、詳細説明がございました。その上に立って、2期計画の4カ年の進捗状況について報告があったところでございます。

この間、温室効果ガスの削減対策がうまくいかない原因として、職員や教員のOA用紙使用量に対する削減意識の希薄さを挙げられております。当該実行計画に取り組みしてから9年が経過しようとするとき、職場での環境マネジメントシステムが効果的に機能していないというような事態はゆゆしきこととございます。温暖化防止に対して、住民、事業者を自主的、積極的な行動へと率先垂範していくという行政の役割がうたわれております第2期計画の位置づけからは、遠くかけ離れた結果となっております。

先ほど平成28年度の最終年度に向けての決意表明がなされましたが、いま一度、地球温暖化防止実行計画の原点に立ち戻り、5%の削減目標の達成に向けて、職員一丸となって取り組まれますよう強く求めておきます。これにも組織・機構の見直し及び人材育成の成果が問われることとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、教育問題についてお伺いいたします。

全国の地方自治体の存亡をかけた地方創生総合戦略が策定され、人口減少対策を中心とした施策が、今後4年間に重点的に実施されようとしております。このような状況下において、本町にとって何が最も優先すべき施策なのかを考察するとき、次代の宇治田原町を担う青少年を育て成長を促す教育ではないかと、私は考えております。

特に、現行制度においては、高校生、大学生への学びへの支援策、戦略が皆無と言えます。本町には高校、大学がないからといって放置しておいてよいはずはございません。ないからこそ、この世代を対象にした重点的な教育施策が求められるのです。

先般は、所管の委員会において、観光振興計画の最終案が説明されました。その中で、高校生及び大学生に、観光を学んで実践する機会を創出するという施策例が追加をされました。通訳や観光案内に、高校生や大学生に一役買ってもらい取り組みでございます。

そこで、教育、とりわけ生涯学習分野においても、これら世代に対して寺子屋制度や就学支援などの町独自の学びの場を提供するなど、積極的な施策取り組みが必要だと思うものですが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 谷村教育次長。

○教育次長（谷村富啓） お答えいたします。

議員ご指摘のように、宇治田原町の次代を担う青少年の健全な成長を育み、そして生きる力を培う教育が必要であると認識しているところでございます。また、義務教育9年間だけでなく、就学前から高校生や大学生などへの教育支援策についても、策定する本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策を推進するに当たり、大変重要であると考えております。生涯学習においては、生涯にわたりみずから学びみずから高め、学んだ知識や経験を学校教育や社会教育において生かせる場や機会の充実を図ることが必要であると思います。

お示しの高校生や大学生に寺子屋制度や就学支援などの学びの場の提供についてですが、この世代においては、社会を生き抜く上で必要な自立、協働、創造に向けた力を身につけることが重要であります。その上で、寺子屋制度への参画は、自己啓発と郷土愛の醸成、教育環境の充実にも大いにつながるものと考えております。寺子屋制度等に

係る事業につきましては、本町独自の地域ぐるみ、町ぐるみによる学びの向上を推進する事業として、積極的にうじたわら学び塾運営事業に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまの答弁で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進において、教育的視点として義務教育9年間だけでなく、就学前及び高校生や大学生などへの教育支援策が大変重要であるとの方向性が示されました。さらに、次代を担うこの世代に、社会を生き抜く上での自立、協働、創造に向けた力を習得させることが重要であり、そういった観点から寺子屋制度への参画は、自己啓発と郷土愛の醸成、教育環境の充実に大いにつながるとの考え方も打ち出されました。平成28年度からのうじたわら学び塾の事業取り組みに大いに期待を申し上げます。

そこで、2つ目の質問ですが、12月定例会でお尋ねをいたしました生涯学習体系の抜本的見直しに関連して、寺子屋制度などのさまざまな生涯学習の事業を、文化センターだけではなく各地域の公民館を活用して実施していただけないか、その際に地域の高校生や大学生に参画の機会を与えてくださらないか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 谷村教育次長。

○教育次長（谷村富啓） お答えいたします。

平成28年度から計画するうじたわら学び塾運営事業につきましては、まず立ち上げの取り組みとして、総合文化センターにおいて夏季及び冬季休業期間中等における英語、漢字の学習や、夏の学習課題に対応した学習の開催を計画しております。

ご提案の各地域の公民館等を活用した実施につきましては、地域ぐるみで学びの向上を推進するに当たって有効な方策の一つであるのではと考えます。試行的にモデル地域を設定して、その事業の評価や成果等を踏まえて、今後の実施方法や内容等の協議を重ねていただくことも考えるところでございます。

学び塾の運営等の協議につきましては、学び塾運営協議会を設置させていただき、本町に根差した学び塾となるための協議をお願いしたいと考えております。また、高校生や大学生は事業運営に係りますマンパワーの観点から、欠かすことのできない頼もしい人材であります。大いに参画していただき、自己研さんにも生かしていただきたいと思うところでございます。

今後、生涯学習体系の再構築を踏まえる中で、地域からの生涯学習を継続して進めていくことが、地域ぐるみからまちぐるみへの展開となり、その取り組みが生涯を通じた

学習環境の整備の一端を成すものと考えます。

また、そのことが第5次まちづくり総合計画及び地方創生総合戦略のまちづくり戦略に掲げる3つのテーマに係る施策の推進につながるものと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 生涯学習事業を各地域の公民館を活用した実施について、地域ぐるみで学びを推進する上で有効な方策の一つであり、試行的にモデル地域を設定して事業を検証する中で、今後の実施方法等協議を重ねてまいりたいとの方向性が示されました。

また、高校生や大学生の事業運営への参画については、マンパワーの確保の観点から、頼もしい人材と位置づけがなされました。さまざまな事業メニューを企画していただき、定量的な講座開催のもとで若い人材を大いに生かしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、生涯学習体系の再構築の条件整備として、地域から機運を盛り上げていくことが重要でございます。一人一人の心に根づいた生涯学習のともしがふるさとの歴史や文化への愛着心に通ずるものと確信をいたしております。そして、そういったふるさを思う気持ちが、総合戦略にうたった定住化促進などの人口減少対策につながっていくものと考えます。生涯学習の再構築に向けまして、町教委の最大限のご努力をお願い申し上げます。この質問は終わります。

ここで、貴重な一般質問の場をおかりいたしまして、一言お礼の言葉を申し述べたいと存じます。

本議場には、今年度末をもってめでたく定年退職をお迎えになる方並びに京都府に帰任される職員さんがおられます。退職をお迎えになられる山下理事、大江理事、三好課長、谷村次長の4人の幹部職員さんは、約40年の長きにわたり行政の中枢を歩まれ、まさに役場の屋台骨をお支えいただきました。そのご労苦に対し心より感謝申し上げますとともに、お疲れさまの言葉をおかけいたしたいと存じます。4人様におかれましては、今後ますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

また、帰任される小西理事におかれましては、3年間という短い期間ではございましたが、企画財政分野という町政の根幹を担っていただき、ややもすると弱点だったこの分野に明るい道筋をつけていただいたこと、感謝申し上げます。府に戻られてからもますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、本町への変わらぬご支援、ご指導を切にお願い申し上げます。

以上、大切な時間を頂戴いたしましてまことにありがとうございました。これをもちまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。

続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 5番、今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、住民の困ったに応える行政についてであります。

地方自治体の本来の役割は住民福祉の増進であり、役場に必要なのは住民の困ったに応える総合行政であると私は考えております。先日、住民の方からご相談がございました。以下2件をご紹介します。

昨年12月に町営住宅の申し込みに行かれた高齢の女性が、事情があって申し込みを受け付けてもらえず、その場で生活の厳しさを役場の職員さんに訴えられました。担当課は建設課となっておりますけれども、事務的な対応に終わり、どうしたらいいかと私のところへ相談があったところでもあります。私は、くらしの資金貸付制度や生活保護の制度もあるということもご紹介をさせていただきましたけれども、この担当課の職員さんにおかれては、例えば福祉課へつなぐなどの対応もぜひともしていただきたかったなというふうに考えます。しかし、この担当した建設課の職員さんは、くらしの資金貸付制度があることもご存じなかったと、こういう状況でございました。

もう一つのご相談というのが、高齢の上に下肢に障がいがあり、100m離れたごみステーションまでごみを出しに行けない、家の近くにごみステーションを設置してほしい、こういう要望でありました。この方は、昨年から何度も役場にお問い合わせに行かれたけれどもらちが明かない、役場の回答というのは、要望に応じて1つ設置をすると要望箇所全部に設置せんとあかんのでできませんと、こういうものだったとおっしゃってました。私はこれをお聞きしまして、何と画一的な対応をしているのかとちょっと驚いたところでもあります。

町長は公約で、くらしに安心安全、行政に信頼と真心、このようにされておりますけれども、今、私が例に挙げた役場の対応につきまして、町長の公約に照らしてどのようにお考えか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） まず初めに、私が公約に掲げるまちづくりの基本的な考え方でございますが、くらしに安心安全につきましては、災害対策面等はもちろんのこと、住民の

皆様の誰もが安心して安全に本町で末永く暮らしていただきたいとの願いであり、行政に信頼と真心につきましても、住民から信頼される役場でなければならない、また、住民と真心で対話する職員でなければならないとの思いを掲げたものでございます。こうした基本的な前提があって初めて、私が常々申し上げる地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、地域の人たちと役場職員とのきずなという3つのきずなをしっかり結び合うことができるものであり、本町の各種まちづくりを推進する上で、今後ともこの考えは不変でございます。住民の皆さんがどのような点でお困りなのか、真心をもって対応することは基本であります。来庁された方によっては、内容にもよりますが、プライバシーの領域に係ることも十分想定される中、相手の立場に立って何を求められているのか把握する中で適切な対応をすることが基本であると、日ごろから職員に周知しているところでございます。

再編によって課の配置が変わったことを知らない方もおられます。相手の状況によっては、担当課まで付き添って案内したり、また担当課の係を呼ぶなど、業務担当課がわからない場合は、関係があるかと思われる課にあらかじめ確認し、正しい担当課へ案内するよう努めておるところでございます。

とりわけ、平成28年度には組織改正により事務分掌が変更となることから、職員には事務分掌の周知を十分行うとともに、接遇マナーの向上を図り、親切で丁寧な窓口対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西議員。

○5番（今西久美子） 町長の基本姿勢というのはわかっております。日ごろから職員の皆さんにも周知をしているとこういうご答弁でございましたけれども、現に先ほど述べたような対応が行われているのも事実なわけです。さっき言った対応のどこに真心があるのか、どうやってこういう対応で安心安全に暮らせるのか、非常に私は疑問であります。

これは一例でございまして、住民の皆さんからは、ほかにも職員の対応についていろいろとお聞きもしております。ただ、全ての職員さんがこんな対応をしているとは私は思っておりません。多くの職員の皆さんが、本当に懇切丁寧に住民と対応していただいているということは十分承知もしております。

ところが、例えばごみステーションの件でいえば、今後高齢化が進む中で、こういっ

た家庭は私はふえてくるというふうに思うんです。この場合、こういうような画一的な対応で本当にいいのでしょうか。新たな対応策が必要ではないかと考えるところであります。高齢者や障がいを持つ方のごみ収集の問題につきましては、別の機会にまた議論も提案もさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、どんな小さなことでも住民の困ったということの一つ一つ解決をしてこそ、この宇治田原で末永く安心して暮らせるのではないのでしょうか。小さなことの積み重ねで、住民との信頼関係も築けるといふふうに考えます。まずは、住民の声に対して親切丁寧に事情を聞くことが基本であります。その上でどうすれば解決できるかを、私はできれば集団で検討もさせていただきたい。一々こんな細かいこと、町長に上がらないと思いますので、町長がご存じじゃないのは当然だと思いますけれども、その結果、たとえできないことがあったとしても当然そのことはあると思います、丁寧に説明をして納得していただけるように努める、これは私ども議員にも同じことが言えるというふうに思っております。そうしてこそ、町長の言う行政に信頼と真心、暮らしに安心安全が実現できるんだというふうに思うわけです。

先ほどもございました、4月からは新たに部制が導入をされ、組織としても随分と変わります。大型プロジェクトの推進とか、いろいろ課題が山積しているというお話もございましたけれども、この際、町長の先ほどの公約を住民の立場でしっかりと対応するように、全職員の皆さんに徹底をしていただきたい、このように思います。

次に、2番目の職員研修についてお伺いをいたします。

1つ目とも関連をいたしますけれども、職員の知識の有無が住民サービスに格差を生むと私は考えております。役場職員として、住民の暮らしや営業をどう守るのか、住民の困ったにどう応えるのか、そういう観点での研修もぜひとも強化をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） 職員研修につきましてご答弁申し上げます。

人材育成の指針ともなります宇治田原町人材育成基本方針は、職員一人一人の能力開発、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目的として策定しており、その中で求められる職員像といたしまして、1つには住民から信頼される職員、2つには適切な業務処理能力を備える職員、3つには新たな課題に挑戦し未来を切り開く職員、4つには使命感を持って公平・公正に業務を遂行できる職員、5つには職場で信頼される職員を掲げているところでございます。

これら求められる職員像の実現に向け、能力開発の具体的手法として、専門研修や接遇マナー研修等の各種研修を実施しているところであり、とりわけ本年度からは、若手と中堅職員を中心とした宇治田原プラスによる自主研究グループも発足し、職員の自己研さんにも努めているところでございます。

いずれにいたしましても、住民から信頼され真心のこもった住民サービスを今後も提供できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今のご答弁にございました職員研修もさまざまやっていると、また若手と中堅職員を中心とした宇治田原プラスによる自主研究グループにつきましては、新聞報道等で私も承知をしておりますし、大変すばらしい中身だなというふうに思いますので、その点については期待もしたいと思っております。

ただ、町長の先ほどおっしゃいました相手の立場に立って、何を求められているか把握する中で適切な対応をするというためには、やはりしっかりと宇治田原町にある制度の中身等も、熟知していなくてもこういう制度があるんだということぐらいは全職員が知っておいていただく必要があると思うんです。そういう意味での研修もぜひとも強化をしていただきたい、これはお願いをしておきたいと思えます。

次に、2番目、保育所についてお聞きをいたします。

1点目は、施設整備についてでございます。

先日、保護者から訴えがございまして、保育所2階廊下の電気が4つ連続で切れていてトイレ前が暗いと、子どもが怖がってトイレに行きたがらないといったようなことがございまして、保育所に参りまして指摘をさせていただきましたところ、すぐに修繕をしていただきました。

保育所の施設整備については、すぐに対応しますと、以前、課長もおっしゃってありましたけれども、聞けば、かなり前から切れているということでありました。まだ切れているところもあるんですけれども、屋外の時計もとまったままとなっております。保育所の子どもたちが一日の多くを過ごす施設の生活環境を整えるのは当然のことと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 宇治田原町立保育所の施設整備に関するご質問でございますが、まず2階廊下の照明のふぐあいにつきましては、照明器具自体が老朽化してい

ることから、電球の取りかえだけでなく本体そのものの取りかえが必要となり、適切な修繕を行うため進めてきたところであり、本件照明器具につきましては、2月に交換修繕は完了しております。

また、屋外の時計ですが、停止後速やかに適切な修繕方法を検討してまいりましたが、当該時計につきましては、平成14年に設置したものであり、修理部品が既に製造中止となっていることが判明いたしました。修理対応は不可能となりました。これを踏まえまして、今般、新たな屋外時計への取りかえのための工事を既に発注しております。なお、この工事につきましても、今月中には完了する予定でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） それぞれの事情はわかりました。けれども、修繕できるということも明らかになったわけです。特に明かりについては、たかが照明ということになるかもしれませんがけれども、特に冬場は早くに日が暮れまして、お友達が1人帰り2人帰り、ただでさえ寂しくなるのに、その上に保育所が暗いと残っている子どもがますます寂しくなると、こういう現象もございます。照明器具全体の取りかえが必要だったと、電球だけではあかんかったということでしたけれども、私は、やっぱりそれにしても修繕完了までに時間がかかり過ぎているのではないかというふうに思います。

保育所も建設後既に14年目を迎えます。あちこち修繕が必要となる時期というふうに思います。修理が必要なところの早期の把握、そして早期の対応ができるように、例えば職員の皆さんが意識をしていただけるように点検カードをつくるとか、何かしらの工夫が必要ではないかと思えます。ぜひとも現場ともご相談をいただいて、取り組みをお願いしておきたいと思えます。

次に、園庭の遊具の見直しと芝生化についてお聞きをいたします。

以前にも委員会等で指摘をさせていただきました園庭の鉄棒、小学校にあるものよりも直径が太くて、私にはとても幼児用とは思えないのですが、高いということもあって、下にタイヤが置いてございます、足継ぎとして。これがずれて顎を打つ子どもがいるというふうにお聞きもしております。これは改善をする必要があるのではないのでしょうか。

また、土の山、築山については、以前から何度も議会等でも取り上げられてまいりましたがけれども、これはクローバーの種を植えるということになっていたはずですがけれども、現状を見ても少しばかり生えているだけでありまして、相変わらず雨が降ると土が流れ、このままではまた立入禁止となるのではないのでしょうか。築山も含めて、私は園庭を芝生化してはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 保育所の園庭の鉄棒についてですが、現在設置しています鉄棒は高さが90センチ、1m、1m10センチの3段式の低鉄棒を設置しています。この高さは、対象年齢が3歳からの幼児用として適合したものを設置しているところです。鉄棒の高さは、余り低過ぎますと、子どもたちが足かけ回りをした際に地面で頭をこすってしまうなど危険なため、幼児用としてはこの高さが適したものになります。また、高過ぎるということはなく、ぶら下がりや体を使った遊びなどで鉄棒を使用し、子どもたちの年齢や成長及び子ども自身の経験に合わせた運動により、逆上がりや前回りなどができるようになる子もいます。背の低い子は、みずから工夫いたしまして、タイヤを台にして鉄棒を使用することもあります。保育士が注意をしながら安全を確認しているところです。子どもたちは屋外では活発に動き回りますので、鉄棒だけでなく転んでけがをすることもありますが、現在のところ鉄棒でけがをした子どもはおりません。また、保護者の方から鉄棒が高過ぎるといったご意見は寄せられていないところであります。

次に、築山についてですが、現在保育所を設置いたしました当初にありました築山には芝生を植えてありましたが、すぐに枯れてしまったという経緯がございます。その後、平成23年に現在の築山を新しく設置し、安全に配慮した良質な土で土台部分から固めておりましたが、大雨等によりまして土が流れてしまうため、その後、また少しだけ固まりやすい土により固定するとともにクローバーの種をまいたところですが、残念ながらクローバーが築山全体を覆うといったところまで育っていないところでございます。これまでから築山の管理方法についてはさまざまな方法で取り組んできたところですが、効果的な対応方法が見つかっておらないところであり、今後、そもそもの設置のあり方も踏まえまして、継続して検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 築山については、子どもたちが本当に大好きだというようにお声もお聞きをしております。現場とも十分にご相談もいただいて、適切な方法を検討していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、鉄棒についてですが、これが幼児用だというご答弁でございました。ただ、幼児期については、手足でのぶら下がり、また体を使った遊びが中心だと、こういうご答弁もあったところですが、今のご答弁では、逆上がりや前回りもということでした。これはやっぱり小学校に行けば逆上がりとか前回りとか、そういう授業もある

ので、前回りや逆上がりなんかにはあの太さでは、私は適切ではないんじゃないかなというふうに思います。また、足継ぎのタイヤにしても、子どもがみずから工夫をして持ってきてと、工夫をして遊んでいるということで、それはそれで私はすばらしいと思うんですけども、ただタイヤが足継ぎとしてふさわしいのかどうか、その辺が問題やと思うんです。私は、もうちょっと分厚めのマットを敷くとか、回っても頭を打たないような工夫が必要かなというふうに思っております。

いずれにしても、保育士の先生がついていただいているということもありますので、安全には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

それと、園庭の芝生化についてであります。

私は、園庭全体を芝生化してはどうかということをお聞きしたつもりだったんですが、ご答弁がございませんでした。芝生化というのは、全国的にも幼稚園や保育園、また小学校のグラウンドなどでも取り組まれております。芝生化をすると、次のようなメリットがあるというふうに聞いています。まず、転んでもけがをしにくい、はだしで遊べることで扁平足の解消が期待をできる、また強い風するときでも砂が飛ばない、虫や小鳥がやってくる、また夏の暑さ対策にもなるというふうに伺っております。

確かに芝生の管理の手間という大きなデメリットもありますけれども、私は子どもたちにとってはたくさんのメリットがあるというふうに考えております。砂遊びとか泥遊びも子どもたち大好きやということで、せめて園庭の半分程度、特に遊具の下を中心に芝生化を検討してはどうでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 保育所の園庭の芝生化についてですが、安全面からは芝生化することもよいことかもしれませんが、園庭は子どもたちがさまざまな遊びをする場となっております。必ずしも芝生がよいと言えない場合もございます。例えば、ボールを使って遊ぶ場合に簡単に地面に線が引けないということや、走り回る場合には土のグラウンドのほうが適しているといった場合がございます。また、鉄棒や遊具の下などは、子どもたちが常に使用する場所であり、芝生が定着するということが難しい場所と考えられます。さらに、芝生化した場合の維持管理も難しい面があると考えられます。

しかしながら、芝生化についてのよい面もあるということでございますので、今後さらに研究を重ねる必要があるというように考えているところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 宇治田原町の200名近い子どもたちが一日の多くを過ごす保育

所の施設であります。今後とも十分に施設管理や、また園庭等々、遊び場また保育所の施設全体につきましても十分ご配慮をいただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、7番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○7番（垣内秋弘） 通告に従いまして、7番、垣内秋弘が質問いたします。

3件ございますが、1件目は、ごみ問題の分別についてお伺いしたいと思います。

ごみの分別については、過去からさまざまな取り組みがされ、平成27年1月より不燃ごみをプラマーク容器包装と分別した取り組みが実施され、さらに10月から使用済小型家電回収が開始されました。

ここで注目されるのは、プラマークの分別であります。ちょうど1年余り前から実施いたしましたので、1年間が経過したわけでありましたが、分別の精度は向上しているものかどうか伺いたいと思います。また、問題があるとなれば、どのようなところに問題があるのか、どのような課題を克服すればよいのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） ごみの分別については大きく分けて、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみに分かれます。資源ごみは、さらに飲食料缶、ペットボトル、飲食料ガラス瓶、紙パックに分かれています。最近では、平成27年1月から、燃やさないごみの中からプラマーク容器包装物を分別収集しています。さらに同年10月からは、燃やさないごみの中から使用済み小型家電を町内3カ所で回収を始めました。

議員ご質問のプラマーク分別収集の分別精度は向上しているのか、問題があるならば、どのようなところに問題があるのですか。

まず、最初の分別精度についてお答えいたします。

プラマークの分別収集については、平成26年4月より、チラシ、町の広報紙、各区説明会、出前講座等で分別の方法を啓発してきました。平成27年1月の2週までは全てを回収しましたが、3週以降からは、明らかに異物が混入している場合など特に目立つものから違反ステッカーを張り、徐々に啓発を進めています。資源化の割合ですが、

構成市町3市3町合わせての割合ですが、1月は38.16%、2月は65.85%、3月は75.54%と順調に伸びていました。しかし、夏場になりますと、プラマーク容器包装物についた汚れから臭気が発生し、手選別作業で取り除く量がふえたため、資源化率が39.38%まで落ちました。その後の9月から12月までは70%台で推移していましたが、1月は年始の影響があるのか59.59%に落ち込みました。

次に、どのような問題があるかですが、プラマーク容器包装物以外のものがまざっていることも多いですが、ごみ出しされたプラマーク容器包装物に汚れたプラマーク容器包装物がまざっていることです。汚れたプラマーク容器包装物は燃やすごみになるのですが、まざっているのが現状です。マヨネーズとかケチャップが残っているプラマーク容器包装物がパッカー車で押しつぶされ、きれいなプラマーク容器包装物まで汚してしまい、手選別する量もふえ、資源化率も下がってしまいます。分別ができていないと、違反シールを張って収集せず啓発しています。当初は、重さと目で見て極端に違反しているごみについて違反シールを張っていましたが、最近では極端に違反しているものが少なくなってきていますので、分別の精度を上げるため、違反シールを続けて張っています。平成28年1月に張った違反シールが127枚でして、1世帯1袋と勘定して、3,584世帯ありますので、3,584世帯を1カ月4回収集していますから、3,584掛ける4イコール1万4,336袋のごみが集まります。そのうちの127袋にシールを張っていますから、全体の0.9%となります。それでも資源化率が低いのは、汚れたものやその他のものが外からは見えにくいところにあり、そのまま収集することになります。

今後も、チラシの配布、町民の窓の活用、出前講座等啓発を続けなければならないと考えます。

以上です。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ただいまのご答弁では、プラマーク容器包装物に汚れたプラマーク容器包装物がまざっていることで、プラマークの資源化が低下しているということでありました。少しでも汚れているものは、逆にプラマーク容器包装物であっても、最初からもう可燃ごみに入れることも周知徹底することも必要ではないかというふうに思うわけであります。そこら辺は、住民の方々の、やはり徹底した形での取り組みというのが今後必要になってこようかというふうに思います。そのことは、後々分別している工数や予算削減にもつながるものだと思いますので、ぜひそういうような取り組みをよろしく

お願いしたいというふうに思います。

さて、ごみの分別の精度向上は永遠の課題であることは言うまでもありません。平成21年度よりごみ袋の透明化が実施されたことにより分別精度も向上し、住民の意識改革も図られてきましたが、一方、ごみの減量化も永遠の課題です。現状の推移と今後の目標及び減量化に向けた、具体的にはどのような施策を実施しようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） ごみの減量化についてですが、平成21年1月からごみ袋の透明化をすることにより、平成19年度と平成21年度のごみの量を比較しますと、燃やすごみで220.1トン、燃やさないごみで212.11トン減少しています。年間のごみ排出量は、平成19年度が2,636トン、平成26年度が2,281トンで、355トン減少しています。今後の目標ですが、第2期環境保全計画において、平成35年度の年間ごみ排出量2,062トン为目标数値としています。あと219トンごみの減量をしなければなりません。

今後の取り組みですが、先ほども申し上げましたが、平成27年1月からは、今まで燃やさないごみで収集していましたプラマーク容器包装物を資源ごみとして収集を始めました。また、同年10月からは、使用済み小型家電を町内3カ所で回収を始めました。これによって、年間70トンほどのごみの削減ができています。

そして、住民には、3R、リデュース・リユース・リサイクルの取り組み、必要な分だけを買う、何度も繰り返し使う、資源となるものを正しく分別する等周知し、ごみの減量化に努めたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2点目につきまして、収集の委託化についてお伺いしたいと思います。

ごみの収集方法については、城南衛生管理組合の加盟3市3町の中でも、自治体によりばらつきもありますが、おのおの、その特徴があらわれているものと思います。現在8つに分類されている種別の中で、現状では各自治体とも直営と委託が混成し運営されていますが、傾向としては委託化が徐々に進んでいるものと思われます。

とりわけ、本町における収集方法で、直営と委託について現状をどのように判断し、今後どのような方向に向けて取り組んでいこうとされているのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、ごみの収集の委託化についてご答弁を申し上げます。

議員ご質問のごみの収集の委託化についてですが、現在、直営で収集運搬しているのが、燃やすごみと第1・第2・第3水曜日の資源ごみの飲食料缶とペットボトルです。委託しているのが、燃やさないごみと資源ごみの飲食料ガラス瓶、紙パックと第4水曜日の飲食料缶とペットボトル、そしてプラマーク容器包装物です。

委託については、平成3年6月に金属類とプラスチック類から始まり、平成9年4月にガラス類、木片、布団、飲食料缶、飲食料ガラス瓶、平成10年4月に紙パック、平成13年4月に発泡スチロール・食品発泡トレート、順次委託をふやしてきたところでございます。

今後、委託化につきましては、清掃職員の体制を考慮する中で考えていかなければならない課題であると認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 今、町長からご答弁をいただきました中で、今後は、清掃の職員の体制を考慮する中、考えていかなければならない課題であると認識しているという答弁がございました。

近い将来、その時々ニーズに合わせて、条件整備しながら検討していく必要があるというふうに思いますので、今後の成り行きを注目しながら、ひとつよろしく取り組みのほうをお願いしたいと思います。

ごみの問題の中で、現状はまだ不十分な取り組みになっている。例えば水銀の回収なんかは、現在、全国的に本格化した取り組みが行われようとしております。水銀は、ご承知のとおり、金属の中で唯一液体であります。製品に置きかえたときは、蛍光灯や体温計等は主に使用されております。現状では、水銀だけを分別して回収することは、極めて難しいわけであり、回収率は低いとも言われておりますが、安全面とか、あるいはまたリサイクル化を考えたとき、回収を行う必要が今後出てくるというふうに言われております。今後、製品の原型を保ったまま回収するとなれば、回収ボックス等必要になりますし、設置をすることが不可欠であります。今後の中で具体的な取り組みが必要であるというふうに思いますので、恐らく検討しておく必要があるのではないかと思いますので、今後の取り組みの中でよろしくお願いしたいというふうに思います。全国では、今20トンから30トンぐらいの回収を見込んでいるようなことも言われておりま

すので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、2件目は、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

そもそも2004年に小泉政権時代の三位一体改革により、地方へ繰り出す財源が減少するものを補うために、ふるさと納税と銘打って2007年5月に創設されたのが始まりであります。最近では、全国的に活発に行われているのが実態であります。

先般、発表されました2015年のふるさと納税の中で、トップレベルの自治体では35億円もの寄附が集まっているということが載っておりました。ベスト20の中で、市が14件ぐらいで町が6、7件ということで、町のほうも結構出ているわけがございます。年々エスカレートしてきておりますが、本町の現状についてどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、恩返しをしたいなどの思いに貢献する仕組みとして、平成20年度の税制改正により創設された納税者が寄附先となる自治体を選択する制度でございます。その後、各地の自治体が返礼品として地域の特産品を贈るなど寄附金獲得に向けた積極的な取り組みを行った結果、多額の寄附金収入を得る団体がある一方、寄附に対する返礼品が過熱ぎみとなり、納税本来の趣旨を逸脱しているのではないかとといった声も上がるようになりました。

こうした状況の中、本町におきましても、町ホームページでのPR等に努めておりますとともに、返礼品といたしまして、一定額以上の寄附者に対して特産のお茶をお送りいたしております。また、頂戴した寄附金については、平成20年度に創設いたしました宇治田原町ふるさと応援基金に積み立て、次代を担う子どもたちを育む施策の推進等に充てることといたしております。

議員ご質問の本町における現状でございますが、平成20年度から平成26年度までの総合計では、寄附金件数が19件、寄附金総額が約165万円となっておりますものの、平成27年度だけで申し上げますと、平成28年2月末現在において、既に寄附金件数が19件、寄附金総額が75万5,000円となっておりますことをご報告申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、ふるさと納税の利点とい

いますか、興味があるのは、やはり先ほど答弁の中にもありましたように、各地特産の返礼品がもらえることが人気のある寄附システムであります。したがって、全国各地へ寄附ができることも魅力的であります。あわせて、税の還付及び控除される制度は優遇されております。

本町は、現在、お茶を返礼品としてされておりますが、グレードアップすることも必要ですし、全国に発信すべく、町外へのRRも活発化していく必要があります。他市町のホームページと比較しますと、本町はかなり見劣りしますので力を入れるべきと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） 先ほどご答弁申し上げましたように、本町ではこれまで、国から発出された寄附金控除の趣旨に照らした良識ある対応という呼びかけも踏まえる中、多くの返礼品を用意して寄附金を呼びかける対応は実施しておりませんでした。しかしながら、今年度に総務省が実施したふるさと納税に関する調査では、全国の8割以上の自治体で寄附金に対する返礼品を送付しており、そのうちのほとんどが地元の特産品を返礼品としているとの結果が出ております。

また、国においても、寄附金に対する特例控除の上限額引き上げや、確定申告が不要となるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されるなど、制度面での充実はもとより、ふるさと納税で地方創生のキャッチフレーズのもと、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略にもふるさと納税の拡充が記載されるなど、国を挙げてふるさと納税が推進されるようになってまいりました。

こうした中、本町におきましても、ふるさと納税の充実は、財源確保はもとより、本町のすばらしさや魅力を知っていただき移住や定住につなげるというシティプロモーションの強化のためにも非常に重要な施策の一つと考えており、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略にもはっきりと位置づけているところでございます。したがって、今後、ふるさと納税に関して庁内において検討する中で、ふるさと納税の積極的な促進により、本町のPRや地域経済の活性化につなげてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ふるさと納税に関する本町の取り組みは、まだ今始まったというような感じでございまして、これからどんどん活発化していくことを期待しておるわけで

ございます。

また、本町にとって、お茶は基幹産業であり、緑茶発祥の地でもありますので、お茶のよいところを全国に発信することにより、観光面においても寄与するものと思われまので、相乗効果が生まれるような取り組みをぜひつなげていただきますよう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、3件目の公職選挙法の改正につきましてお伺ひしたいと思います。

公職選挙法が改正され、投票年齢が18歳に引き下げられて最初の選挙となります参議院選挙が、本年7月に実施されようとしております。きのうの内容で、7月10日に決まりそうだというような情報も流れておりましたが、最近の傾向で見られますように、選挙に対しての関心は薄く、投票率は低下しつつありますが、改正された新たな取り組みの中で、若年層の関心も注目されるところであります。今まででしたら20歳になって初めて投票権が与えられていた関係上、新成人で成人式に参加した人は少なくとも模擬投票を行い、選挙に対して一定の理解は得られているものと思ひますが、今回から18歳ということで、全く経験もない学生さんが投票するわけでありま。

今回初めて投票される方へ周知の徹底や、期日前投票の実施と棄権防止等を図り、投票率の向上に結びつけていく必要がありますが、投票率向上施策や周知の徹底、棄権防止に向けてどのような施策を実施しようとしてされているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） 選挙における投票率向上と若年者への対応についてのご質問に対しご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、公職選挙法等の一部を改正する法律が昨年6月19日に公布、本年6月19日から施行されることとなり、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、次の参議院議員通常選挙からの適用が想定されるところでございます。

この改正により、満18歳に到達した高校生も選挙権を有することとなり、本町では約200人がその対象となる見込みでございま。

選挙における投票率については、平成26年12月に行われた第47回衆議院議員総選挙では、20歳代は平均よりも20ポイント以上も低い水準との結果が出ており、若者の選挙離れは大きな課題となっているところでございま。こういった状況の中、若者への社会や政治問題への参加については、非常に重要な課題であると考えており、国では高校生向けに副教材を作成、京都府においては府内の各学校への出前講座等を実施されているところでございま。

本町におきましては、1月10日の成人式において模擬投票を行ったところではありますが、今後、中高生に重点を置いた効果的な選挙啓発、ホームページの充実等により、一層の投票率向上並びに選挙啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、今回の改正によりまして、18歳に到達していれば選挙権が与えられ、通常選挙活動もできるわけでありまして、しかし、同学年でも17歳では選挙活動は一切できません。

今後、当該者に対して知識と理解を深めるための指導や主権者教育、周知徹底を図っていく必要があると思いますが、どのようなアクションをとっていくのか、当局のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

主権者教育の実施につきましては、将来の有権者である子どもたちに対して、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育の中心である住民と政治とのかかわりを教えるという理念はとても大切であると認識しているところであり、教育委員会と連携を密にして、各学校において実施していきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ことは、7月の参議院選挙はもとより、11月には住民にとって一番身近な選挙であります町会議員の選挙もでございます。そこにつなげるためにも、夏の参議院選挙において一定の投票率を上げていく必要があります。町民のニーズとか価値観の変化はありますが、ありとあらゆる施策を打って、やはり投票率の向上なりに結びつけていく必要がありますので、ぜひよろしくお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、11番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口重和） 通告に従いまして、11番、谷口が一般質問を行います。

まず最初に、第5次総合計画案であります。シビック交流拠点とその広域ゾーンに

ついて質問をいたします。

その中の新都市創造ゾーンでは、複合機能を有したまちづくりを進める、シビック交流拠点では、公共・公益施設等住民サービス機能と産業・工業機能の複合拠点整備を図る、この中に新庁舎等整備事業が入るのか、にぎわい創出拠点とものづくり創造拠点については、まちのにぎわいの拠点として商業機能の集積を図るとあります。

例えばこの施設の規模としてはどれくらいの大きさを想定しているのか、中身として、商店や事業所の軒数、商店街にするのか、また全天候型か、またはスーパーマーケットの誘致までに至るのか、現在、町内営業中の商店や事業所が参加すると思うか、人口問題も鑑み、新たな業者が入って消費能力比率との関係はどうなるのか、ものづくり創造拠点は前述した中で最も難しいと思います。

内部詳細はさておき、次に土地利用基本構想、そしてあと、生活交流ゾーン、集落農業交流ゾーン、観光交流ゾーン、活力産業ゾーン、自然環境共生ゾーン等を掲げ、山手線の整備促進、早期着工を京都府に対して促してく狙いはすばらしいと思い賛同いたします。しかしながら、この大事業のスケールから見て、予算規模は莫大な金額と思います。積算はいかほどか。基本構想を確立実現に向けては、町の体力はもとより、信頼できる開発業者が必要不可欠であります。世界経済はもとより日本経済の10年先を予測するならば、楽観できる状況ではないと考えます。

新庁舎整備事業は、町道南北線沿いを大まかな場所として位置づけた建設予定地の選定作業を進めていき、具体的な内容について早期に示せるように努力したいと元旦の紙上で、そしてまた新年の町長挨拶では「きらりと光るふるさとを皆様とともに」という記事を拝見いたしました。国道307号線より町道南北線に入り、近距離ならまだしも、構想の中心部へと入って行きますと登坂斜度もかなりなもので、また現町の市街地から離れており、利便性に問題を強く感じるところであります。

庁舎関係委員会で和歌山県湯浅町へ新庁舎を視察されたとき、委員会諸氏は多方面から視察され、報告なりも拝聴いたしました。私も湯浅町へは二度訪町し、最初は、新庁舎、新消防署、隣接する新施設を見て回り、まず感じたのは市街地から遠く、まして急な登り坂で、それは自転車では上がれないほどでありました。数人の職員さんに新庁舎建設用地選定についてお聞きしますと、南海地震と津波対策が第一で、防災センターそして避難所もかね備えているということで、庁舎も大きくゆとりもあり、駐車スペースも相当な広さがありました。建設地のほとんどが借地と聞き、不審に思って聞きますと、急ぐが余り時間との競争であったかのように1人の方が話していましたが、それは定かで

はありません。新庁舎が海拔四十数メートルにある、津波に関しては絶対条件、それは理解できますが、利便性はどうか、住民目線から見ての考えを知りたくて湯浅町へ再度参りました。そして、いろんな方からお話を聞く中でわかったことは、防災センター、災害時避難所としてすばらしく安心している。しかし、いざ津波が来た有事の際、海沿いの家の人は避難所まで徒歩で10分以内では行けない。老人なら倍の時間が必要であり避難対策の徹底を願っておられました。

また長話をしておりますと、本音は津波や災害時の施設ももちろん大事で必要ではあるが、日常は不便であり、役場は遠くなって困っているという声が少なからずあり、市街地の中にある旧庁舎に行きますと、庁舎があったがゆえに栄えていたような数軒の店舗は閉店しており、庁舎移転が真の原因かどうかは確認し得ませんでした。いろんな住民の方に話をお聞きした自己判断ではありますが、市街地のほぼ中心であるこの付近の環境は完全に変わってしまったように思えてなりません。

跡地利用はどのようにされるのか、支所的新施設ができるのか、また先、数年間は追跡調査を個人的ですが行っていきたいと考えております。

事案例として異なる点は多々ありますが、委員会で視察されたことを踏まえ、現委員会で中心的役割をされておられる副町長は、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（案）の中でも、基本構想の土地利用構想について原案を推し進め、確立完成できるのか、実現に向けての理想や希望ではなく、その自信の思いのほどをお聞かせください。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 谷口議員のご質問にご答弁申し上げます。

今議会にご提案申し上げておりますように、宇治田原町第5次まちづくり総合計画における土地利用構想では、国道307号と都市計画道路宇治田原山手線に囲まれる地域を新都市創造ゾーンと位置づけ、中でも町道南北線周辺についてはシビック交流拠点として、公共施設等の住民サービス機能と産業・工業機能の集約を図るとする方針を立てております。

本町といたしましては、この付近への新庁舎建設を目指すことにより、防災上の機能強化はもちろんのこと、新庁舎が牽引役となり、周辺の土地利用や宇治田原山手線整備への波及効果につながることを期待するところであります。

もちろん、このような複合機能を有した土地利用を進めるためには、庁舎の移転のみならず、新名神高速道路の開通を生かした交通ネットワークの構築や具体的な用途地域の設定など、将来の地域の発展につながる青写真をしっかりと描き、これに基づき民間

事業者等の積極的な進出を促していくことが最重要であると考えております。したがって、平成28年度予算に計上させていただいておりますように、この具現化を図るため、都市計画マスタープランの改定や宇治田原山手線の事業着手を見据えた都市計画制度の検討を進めることといたしており、今後の総合的なまちの発展につなげてまいりたいと考えております。

折しも先般、第5次まちづくり総合計画の策定議論をいただきましたまちづくり総合計画審議会からも、新名神高速道路の開通を好機と捉え、宇治田原山手線及び役場新庁舎の早急な整備こそが、本町まちづくりの根幹となるものであり、総合計画の推進に当たって肝要であるとの答申をいただいたところであり、町長を先頭に、私以下全職員がこの思いを強くする中、これからの各種まちづくりを積極的に推進してまいり所存でございます。

なお、新庁舎建設場所の具体化に伴い、議員ご指摘の来庁者の交通手段や窓口機能の利便性に関する配慮等の検討が必要となる可能性はございますが、まずは、新庁舎の建設に関し、できるだけ早期に具体的な内容をお示しできるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） それでは、2回目の質問をいたします。

全ての計画がこれから先が見えない中であって、役場新庁舎の早急な整備こそが本町まちづくりの根幹であり、総合計画の推進に当たって肝要であるとの答申をいただいたところではありますが、率直に考え発言しますが、後世のためにも、新庁舎のみならず、小中一貫教育、そのほかいろいろな施設用地、借地をも含め、土地利用を総合的に考え直しても遅くはないと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 平成28年度施政方針として申し上げましたように、第5次まちづくり総合計画に掲げる本町の将来像実現に向けては、都市計画道路宇治田原山手線並びに新庁舎の建設は、喫緊を要する重要な課題であると認識をいたしておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、将来を見通した総合的な公共施設等の配置は重要な視点である中、私といたしましては、まずは、新しい総合計画にシビック交流拠点として位置づけておりますように、町道南北線周辺における新庁舎建設用地の確保に向け、早急にかつ誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ

げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） それでは次に、山手線について質問いたします。

この件につきましては、私は幾度となく質問してまいりました。12月議会では、国道307号奥山田バイパスと山手線の関係をお聞きし、この件に関しましては理解しておりますが、第5次まちづくり総合計画（案）では、土地利用構想として全てが含まれており、ゾーンが先か、山手線が先か、同時決定着工は私にすれば考える予知すら浮かんできません。卵が先か、鶏が先か、委員会諸氏はどうお考えか存じませんが、私の思いはゾーンをやるからには山手線をではなく、ゾーンがなくても山手線全通は本町には必ず必要と考えます。

さきの質問でも触れましたが、この大事業構想を官民一体となって開発をし、何事もなく見事成功するには、基本構想内での完成は無理が生じ、そのことが住民の負担にもなりかねなく、本町の未来を不安に思う気持ちもなくはありません。私は、今でも人一倍積極的で行動派で冒険心も旺盛と自負しておりますが、この計画は、人口問題等ほかも含め、実に不安があつてなりません。さすれば、まずは京都府に一日も早く残り未決定部分の山手線決定着工を今以上、促進会議を先頭に願い、決定を確実にする必要があると思うわけであります。

新年度に山手線に向けての京都府の予算は、前年度よりいかほど増額が見込まれるのか、また決定の見通しは28年で府は定めていただけるのか、見通しが立たない場合は第5次まちづくり総合計画（案）土地利用構想を堅実な計画へと修正しなくてはと、私は思案をするところであります。任期4年の集大成の一年といわれる町長に、その真意をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

宇治田原山手線の必要性につきましては、私の公約にも掲げておりますように、谷口議員と同じ気持ちであります。まちづくりの1丁目1番地であるとの思いではあります。もちろん私の思い、行動だけで実現するものではございません。京都府への要望につきましても、住民の皆様の思いや願いをお伝えすることで確実に前進していると感じております。昨年11月に、住民会議の四役の皆様と尾形府会議員とともに、山城広域振興局田中局長、山城北土木事務所仲久保所長らにその思いを伝えてまいりました。宇

治田原山手線は、宇治田原町だけの幹線道路ではない、これからのお茶の京都にとっても、近隣市町村にとっても必要であるという見解をいただきました。

今年度は、予備設計として宇治木屋線南バイパス交差点部から贄田・立川地区新市街地整備エリアまでの800mを実施していただき、次年度以降も引き続き実施したいというお答えもいただいております。具体的な予算配分はこれからではないかと推察しますが、平成27年度に予備設計という一歩を歩むことができました。今後も早期実現に向け、精いっぱい努めてまいり所存でございます。

そのためにも議員の皆様をはじめ、住民の皆様、町内事業者の皆様、何と申しまして山田京都府知事にご理解をいただき、宇治田原山手線を核としたまちづくりを進めてまいりたいと決意を新たにしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

次に、地域密着型介護老人福祉施設の整備について質問をいたします。

これまでより、小規模特養整備について、計画の位置づけ、整備スケジュールなど種々質問を行ってきました。平成27年度に示されたスケジュールでは、平成28年度には建設工事に着手され、補助金を交付することでした。昨年の9月議会において、公募結果及びスケジュールについて質問したところ、公募したものの応募がなかったため、町独自補助金の交付も含め検討を行い、実現に向けて取り組みたい旨の答弁をいただいたところであります。

当初予算には、関連予算が計上されておりますが、当初予算を計上するに至るまでの取り組み状況について、町長はどのような考えかをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 小規模特養につきましては、昨年7月に事業者を募集したのですが、応募がありませんでした。議会に対しましても、経過報告をさせていただく中で、当該施設の必要性を十分にご認識をいただいた上で、積極的な支援策を打ち出すべきであるというご指摘もいただいたところでございます。

このため、京都府と施設整備に向けての支援策について協議を重ね、地域医療介護総合確保基金による補助の活用に加え、また、さらなる支援として町独自補助についても検討し、今議会の当初予算に上程し、ご審議をお願いしておるところでございます。

募集方法につきましても、実現可能な方策を検討する中で取り組んでまいりたいと考

えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

4番目に、私の地元であります南地区が重要視しております府道木屋線について質問をいたします。

現在、現道拡幅事業として進めていただいている府道宇治木屋線の南バイパス交差点から一の宮神社入口までの区間については、先日、地権者立ち会いのもと境界の確認をされたと聞いております。南地域の住民にとっては、平成23年度の南バイパス完成により、城陽市、京田辺市へのアクセスが容易になり、今後は宇治田原山手線全線開通とともに本町の主要な幹線となることは言うまでもありません。宇治木屋線は、その名のとおり、宇治から和束町木屋地域までの府道であり、南犬打の陰裏橋から、まさにくねくね曲がった離合困難な狭小道路であります。現況の道路環境では、和束に行くのに危険や通行の困難さを伴うため、国道24号線を迂回する方も多いと聞きます。

そこで、以前からよく耳にしていたこの区間のトンネル事業であります。いまだその実施はされておられません。現在どのような状況なのかをお伺いいたします。

もしも、このトンネル事業が進み、安全にスムーズに和束町と行き来できれば、相楽郡東部地域の交通事情は飛躍的に向上し、新名神高速道路の開通に伴う宇治田原インターへのアクセス需要が増すことは容易に想像できると考えます。本町にとっても、経済や観光面、特に今、京都府が重要視しているお茶の産業振興でも活性化に大きく寄与し、今まで閉ざされていた門を開くがごとく、交通の大波が押し寄せると予想できます。ただ、そうなれば、普通車のみならず大型車両の交通量も増加するため、特に南地域住民にとっては、交通安全に十分配慮された道路整備でないといけないものと考えております。

今後の道路整備事業としてのスケジュールと安全対策について、西谷町長にお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 主要地方道宇治木屋線の和束方面へのトンネル事業の状況でございますけれども、京都府山城北土木事務所に確認いたしましたところ、現在はルート検討の段階であり、調査費を予算計上して、今後、各種調査に至る予定とのことでございます。

また、現在の道路整備状況ですが、ご質問内容にもありましたように、本年1月に地

権者にお集まりいただき、境界確定のための立ち会いと道路計画幅の現地確認が行われました。この作業を終えた後、平成28年度に用地買収等を実施し、順調に進めば29年度から工事着手となる予定でございます。

この道路整備につきましては、片側3mの2車線で、歩道は片側のみとなります。議員がご懸念の交通量の増加に伴う交通安全への対応につきましては、府に道路横断部の視距確保や交差点の形状に留意いただくようお願いしなければならないと考えております。特に宇治田原山手線との交差部につきましては、将来的には信号機等の交通安全施設の整備も予想されることから、今後、関係機関との協議についても安全に配慮できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは最後に、宇治木屋線も宇治田原山手線と同様、本町発展のためには必要不可欠な主要道路で喫緊の課題であると、私は考えます。京都府では、平成29年度施策として府南部地域でお茶の京都事業を展開しようとしています。この時期を逃さず、お茶の共通点等もあります和束町とも連携を強化し、トンネル事業ではルートの検討調査、そして決定を早期にさせていただくよう、残り山手線同様、完成に向け、さらなるご尽力を賜りますよう関係各位にお願いをいたします。また、この先も動向と進捗を見守って行きたいと思いつつ、これにて私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

国道307号以南における都市計画道路宇治田原山手線の建設見通しについてお聞きをしております。

第1に、事業化の見通しについてはどうなのかお聞きをいたします。

都市計画道路山手線につきましては、特に国道307号以南について、国道307号のバイパスとしての機能を果たす役割を持っており、今の渋滞も解消されることになると思います。そういう点で、一刻も早い事業化が求められますけれども、開始の見通しについてどのように見ておられるのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 都市計画道路宇治田原山手線の進捗状況に

つきましては、さきの谷口議員のご質問に対する町長答弁のとおりでございますが、京都府の本年度予算において予備設計費が計上されましたことは、大きな一歩であると認識いたすところでございます。今後は、これに続く2歩目、3歩目が確実に見えてまいりますよう努めていかなければならないと思っておりますが、かねてより申し上げておりますように、府と連携協力し、国道307号奥山田地内のバイパス工事の進捗についても努力してまいりたいと考えております。

このようなことから、具体的な事業年次を申し上げられる段階にはないというのが現在の状況でございます。しかしながら、新名神高速道路の開通が平成35年度とされておりますことから、これに合わせて供用できますよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 宇治田原山手線の事業化の見通しについては、今答弁いただきましたけれども、新名神の開通に合わせて努力をしていきたいということでした。

それから、宇治田原の交通体系の整備ということを考えましても、有効に交通体系を整備していくという点からしましても、一刻も早い開通、事業化を努力していただきたいというふうに考えるところであります。

次に、山手線のルートの変更についての基本的考え方についてお聞きをしてまいります。

都市計画道路宇治田原山手線につきましては、1991年、平成3年に都市計画決定をされまして、ルートが決められたものでありますけれども、現在の、今の交通事情、また、住民生活における交通安全確保という点から考えた場合に、30年近く前に決定されている山手線のルートにつきましては、現状にそぐわない諸点が見られるのではないかというふうに考えるわけであります。

そういう点で、ルート、方線の変更につきましては、どのような基本的な考え方をお持ちなのかお聞きをしてまいります。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 宇治田原山手線の都市計画決定が平成3年度でございますので、決定後、四半世紀が経過しており、その間の社会経済動向の推移によりまして再検討を余儀なくされる点もあろうかと存じます。しかしながら、既決定の内容を変更するには相応の理由が必要であり、単に年数が経過しているとか、事業費が膨大過ぎるとかでは理由とはなり得ません。このため、まちづくり上の位置づけや必要性を重点理由としてルートの変更を検討していくこととなり、そのプロセスの中では、

今後の土地利用のあり方や方向性はもちろんのこと、全体事業費や既存道路との関連性などについても検討していくこととなります。

今はまだ、具体的なルート案をお示しできる段階ではございませんが、既存町道との平面交差が必ずしも必要でないのではないかとこの考えもございませうことから、事業費をリーズナブルにまとめるとともに、完成後の管理面等をも考慮した中でルートを定めなければならないと考えております。このようなことから、将来を見据えた戦略的な土地利用も踏まえながら検討作業に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） ルートの変更につきましては、特に今のルートを見てみましたら、立川大道地域のど真ん中を通ることになっております。しかも、当初から町道郷之口湯屋谷線との町道とも平面交差をしていくという、そういう構造でこれまで考えられております。そういう点では、地域を分断するというばかりではなくて、家屋と家屋の本当にすき間を通るような、そういう極めて危険なものとなっております。以上のことから、山手線の構造上、今のルート、方線を考え直す必要があるのではないかとこのように考えるわけでありませう。

今、答弁していただきましたけれども、これから事業化をしていくという点で、京都府との絡みも出てきます。そういう点で、ルートを今変更するかどうかということについては言えないということでしたけれども、これは当然だと思っただけけれども、まちづくりの上から位置づけ、また必要性、事業化、ここの既存道路との関係等も含めて検討していただくということが必要になってくると思っただけ。

今言われましたように、平面交差が必ずしも必要でないということも考えられるということでしたので、ぜひ、これ以前に平成3年の時点でしたけれども、地元のほうからは今のルート、方線を変更してほしいという要望も上がっております。そういう点で、まちづくりを進めていくという点で考えましても、地元住民、やはりそういう住民の意見、要望をきちんと踏まえた上で、今後ルート変更も含めて考えていただきたいというふうに思っただけけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ルートの変更につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおりでございませう。

ただ、そのルートを決めていく段階におきましては、先ほども申し上げましたように、

将来のまちづくりの中でいかに有効であるかということが最も肝要かというふうに考えております。また、そういった検討をいたします折には、ご指摘のように地域の声も十分にお聞きしながら定めていくのが我々に課せられた課題であろうというふうにも思いますので、そういったことを十分念頭に置きながら進めてまいるというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 以上で終わります。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

続きまして、3番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○3番（山内実貴子） 3番、山内実貴子でございます。8人目となりますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1件目、子育て支援について。

子育て支援として昨年制作された子育て情報誌には、さまざまな支援が記載され、専門相談員による相談事業も行われております。子育て支援センターやみんなの家では、定期的に親子、またパパやママのための講座が行われております。でも、ちょっと行きにくい、時間的にも自由な時間で行けたらと思う方もおられます。春もすぐそこには思いつつ、まだまだ寒い日もあります。天候に左右されず、雨の日でも関係なく遊べる場所をと小さいお子さん、就学前のお子さんをお持ちのお母さん方の声もあります。町内を散歩していて、余り寒いので文化センター内へ入ると、図書館の前のフリースペースが思いもかけずよい休憩所になったとの声も聞きました。こうした場所の確保は、たとえ少しのスペースでも必要だと思います。

以前には、やすらぎ荘や自治会館などのサロンや高齢者が集う集まりには、小さい子どもたちも参加し、交流があったとも聞いています。子育て施策を考えるとき、子ども、その周りの人々、お父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんと、みんなで見守り合えるような体制が大切になってきているのではないのでしょうか。支援センターの相談員さん、サロンややすらぎ荘にもおばあちゃん相談員さんがというように、さまざまな機会を通して何気ない話の中で、困っていることや相談にも乗ってもらえるように窓口を広げていただきたいと思います。

こういった遊び場でもあり、相談窓口ともなる施設利用について、どのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 議員ご指摘のとおり、これからの子育て支援においては、子育て世代のみならず、高齢者を含めたあらゆる世代がかかわり、地域が一体となって子どもを見守り育てていくことが、非常に重要であると考えております。

現在は、多世代が交流できる場として、古民家を活用いたしましたみんなの家を開設し、お餅つきなどの伝統行事を実施する中で、子育て世代と祖父母世代の方の交流を図っております。また、祖父母世代の方に、子育てのサポーターとしての役割を担っていただけるような事業などに取り組んでいきたいと考えております。

親子が集える場につきましては、ニーズが高く、必要性を感じておりますが、まずは、地域子育て支援センターが子育て支援の拠点としてのその役割を果たせるよう、公共施設全体のあり方の検討も踏まえた上で、施設としての機能拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 産前産後のケアを含めた包括的な子育て支援制度として、妊娠出産包括支援事業が昨年4月から本格的に始まっていますが、先日、三重県名張市の名張版ネウボラの取り組みについて、直接お話を聞く機会がありました。

全市が公民館を中心とした15地域に分けられた同市では、ボランティア活動が盛んで、2003年にその地域ごとに地域づくり組織が発足し、2005年までに同組織に公民館の運営を委託、2008年からは各地域に健康づくりと地域福祉の拠点となるまちの保健室が設置されています。

一方、市では2013年までの数年をかけ、市内で妊娠を届け出た1,500人を超える妊婦にアンケートをとり、3人目以降の出産となる人が不安を抱いている実情を把握。安心の出産をサポートする子ども3人目プロジェクトの一環として2014年度から、国の妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業を展開、フィンランドの母子支援地域拠点であるネウボラ（アドバイスする場所）をお手本に、名張版ネウボラの構築に取り組まれました。妊娠した女性は、妊娠の届け出と母子健康手帳の交付後、妊婦健診とともに、地域包括支援センターの機能を持つまちの保健室に配置されたチャイルドパートナー、これは社会福祉士、介護福祉士、看護師などの有資格者に健康相談、その際、チャイルドパートナーは市の健康支援室の母子保健コーディネーター、これは保健師などからなります、から専門的なアドバイスも受け、利用者は必要があればさまざまな地域の機関から支援を受けます。

出産後の支援としては、乳児家庭の全戸訪問を主に主任児童委員が行い、母子の健康状態はもちろん、生活状況などにも目を配り、必要があればさまざまな機関とも連携して支援します。母子はこのほか、ボランティアが運営する地域の子育て広場を利用し、子ども支援センターやマイ保育ステーションで相談し、ケアを受けることもできます。

この制度を受け、出産したお母さんは、本当に助けてほしいときに助けてもらった、今度は自分がスタッフとなって助けてあげたいと言っておられると聞き、この人と人のつながりが継続した支援となっていくのだと思いました。

子育て支援は、直接子育てにかかわる人だけではなく、地域のみんなでかかわっていくことが大切になってきています。名張市のようなまちの保健室、これは、子育てだけでなく、高齢者になっても相談ができる場所としていますが、このような場所づくりの中から生まれる、高齢者の方と子どもたちとの交流が大変有効だと考えます。

これから開催が期待される認知症カフェや、定例となっている地域のサロンなどと子育て世代との交流も視野に入れながら、さらなるきめ細やかな子育て支援、ネウボラのような取り組みについてのお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 議員のご質問にございましたとおり、ネウボラは、妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するフィンランドの子育て支援制度で、急速に進む少子化対策として、日本の自治体においても導入が進められています。ネウボラの利点は、妊娠期の健診や出産後の保健指導、子育てに関する相談、育児支援など、母子保健事業と子育て支援事業が連携した、切れ目ない支援体制をとることで、妊娠・出産の不安を取り除き、子育て世帯の孤立を防ぎ、児童虐待の未然防止や少子化の抑制にもつながることにあります。

本町におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略での施策の展開として、結婚・妊娠・出産までの切れ目ない支援の充実を掲げており、平成28年度からの組織改革において、福祉課の子育て支援部門と健康長寿課の母子保健部門を合わせて健康児童課とし、一貫した子育て支援体制の構築を目指していくこととしております。

今後は、ネウボラのような妊娠から子育てまでの包括的な支援について、先進事例を研究しながら、あわせて、今後の支援の核となる地域の人材の発掘、育成に取り組み、宇治田原町らしい、地域との協働の子育て支援を推進してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） ありがとうございます。

これから展開されていく、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げている結婚・妊娠・出産までの切れ目のない支援の充実のため、今行われている支援とこれから必要となるであろう支援をうまくコーディネートし、有効な施設利用と宇治田原版ネウボラの構築をぜひと提案し、この質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

次に、2件目、まち美化についてお伺いいたします。

1つ目は、公共施設、ティーゲートなどの整備についてです。

宇治田原町を美しく、この思いで、例えば国道307号線においても、幾つものボランティアグループの方々が連携するような形で清掃活動を行ってくださっています。また、地域的に美しいまちにと取り組んでくださっているグループの方もたくさんおられます。

今、宇治田原を観光のまちにと進める上で、きれいなまちだなという第一印象も大切なのではないかと思います。11月に参加した町内散策では、思わぬところに歴史的な石碑や滝があり、すばらしいところがたくさんあることを知る中で、そういう場所に行く道々にごみが散らばっていてとても残念な思いをしました。また、町内にあるコンビニの駐車場などにごみが散らばっているのを見るたびに、悲しい思いをします。春から夏、秋にかけては、くつわ池自然公園には多くの方がキャンプやバーベキューを楽しみに来られますが、少し離れた道路脇にごみ袋が幾つも置かれていたこともありました。お茶の香りが漂うこのまちに住む私たち一人一人が、私たちのまちは美しいまちですと誇りを持って言える、そんな意識が持てる取り組みが必要ではないでしょうか。

町内挙げてのクリーンキャンペーンには、本当に多くの方が参加されます。こういう町を挙げての取り組みと、ボランティアさんたちの活動をうまくコーディネートし、宇治田原を訪れる方々にもごみは持ち帰るということを徹底して周知できるよう啓発活動をすべきだと考えます。

公共施設や歴史的建造物等の周りは職員の方や、守ってくださっている方々の手できれいにしてくださっているとは思いますが、ティーゲート、茶壺のところや、西ノ山集団茶園の周辺など、宇治田原の玄関ともいえる場所も含めて、常に整備されているような管理体制が必要と考えますが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 宇治田原町には、町外から宇治田原町に来られる人に、ごみが落ちていない自然豊かなまちと思ってもらえるように、定期的に清掃活動が続けておられるボランティアグループが8団体122名の方が、まちをきれいにする

推進員として登録されております。また、登録されていないボランティアさんもおられます。春・秋の町主催のクリーンキャンペーンには、大勢の住民が参加され、清掃活動に汗を流されています。しかし、心ない人がごみをポイ捨てされ、幾ら掃除してもごみは減りません。

町といたしましても、まちをきれいにする推進員に安全啓発ベストやごみ袋の支給、ごみの回収等、協力させていただいております。また、年1回ですが、まちをきれいにする推進員に集まってもらって、意見交換や情報交換をしているところです。そして、いつ来られても相談、意見交換をさせていただく体制もとっているところです。

議員ご質問の管理体制でございますが、以前から道路、河川等の公共施設の管理はしていますが、平成27年度からは、職員を増員し管理体制を強化していますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 心ない方がごみのポイ捨てをされ、幾ら掃除してもごみは減りません。清掃活動をしていて後ろを振り返ると、もうごみが捨てられていた、そんなこともあります。それでもごみは拾わないとなくなったりはしない。だから拾います。そして、さらに声を大にして、みんなでまちを美しくしようと言うていかなあかんのですとの声も上がっています。

宇治田原町の中だけでなく、さきに言いましたティーゲートもそうですが、滋賀県との境目、城陽市との境目など、お茶の京都としての取り組みという観点からも、広域的な連携を持った取り組みも推進していただきながら、宇治田原町としても、まちをきれいにするという活動を広げていかななくてはならないと思います。そういう取り組みの啓発の意味でも、たとえ月1回でも、ボランティアの方々、まちをきれいにする推進委員の方々、そして、役場職員の方々がともに取り組む、例えば宇治田原大作戦ともいべき清掃活動の立ち上げが必要ではないでしょうか。

今年度、職員を増員し、管理体制を強化されているとのことですが、具体的な管理体制というものを明確にされ、引き続きの配置を求めたいと思います。今ここで、あえて、まずは行政がリードし、さらなる協働の取り組みが今後のまちづくりのさまざまな取り組みにも大きな力となっていくと確信しますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 先ほども申し上げましたが、定期的に清掃活動を続けておられるボランティアグループが8団体あり、滋賀県に面している禅定寺区、奥

山田区にもボランティアさんがおられ、清掃活動に汗を流しておられます。ごみが散乱していますとポイ捨てされることが多く、きれいにすることが啓発につながると考え、頑張っておられます。ボランティアグループは、月1回程度、おのおの都合のよい日を設定して清掃作業をされています。町としましても、年に2回、全住民対象のクリーンキャンペーンも実施しています。

今後、ボランティアグループとの会話を重ね、どのような取り組みをしていけばいいのか話し合い、進めていきたいと考えます。管理体制については、今後も必要に応じ、適切な体制を考えてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） ご答弁にもありましたように、ボランティアの方々は、ごみが散乱しているとポイ捨てされることも多い、きれいにすることが啓発につながるとの思いで清掃活動に汗を流してくださっている、本当に感謝の思いでいっぱいです。ボランティアの方々のこの思いを、役場の担当の職員の方はもちろん、担当がかわっても同じ思いを共有し続けていただきたいと思います。

また、ボランティアの方々や住民の方々の中に積極的に入っていただき、今後、どうしたらごみのポイ捨てがなくなるか、まちがきれいになるのか、どのような取り組みをしていけばいいのかを話し合い、励まし合って宇治田原町だけでなく、広域的な取り組みも含めて進めていただきたいと思います。そして、公共施設、ティーゲートなどの整備についても継続した管理体制の強化をお願いして、この質問を終わります。

次に、啓発看板の更新についてお伺いします。

クリーンキャンペーンを知らせるベストの着用は、内外に、まちをきれいにするという目に見える形の一つだと思いますが、まち美化に力を入れているということを知らせるような看板も有効と考えます。今あるポイ捨て禁止の看板なども古くなり、倒れかけているものなども更新していくべきです。

ボランティアの方々による努力や、町を挙げての取り組みで、まちをきれいにしていますという思いが伝わるような、その取り組みや成果が目に見え、町外から来る人にも伝わるようなまち美化への啓発、発信となる看板の更新と掲示の仕方についてどうお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 看板については、ポイ捨て禁止、不法投棄禁止、不法投棄監視中、犬のふん禁止、動物を捨てないで等の看板を必要な場所に設置してい

ます。町内を走行中に、くいが腐って倒れている看板を見つけたときはすぐに修繕していますが、中には把握できていない箇所もあるかもしれません。今後、パトロールする中で、倒れている看板、汚れている看板等がありましたら、くいの交換、看板の清掃をし、看板が必要な箇所については新たな看板を設置し、緑茶発祥のまちらしいきれいなまちを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） さらなるまち美化活動の意識向上に向け、ごみの温床となる場所をつくらないなど、啓発の意味からも有効な看板の設置と整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁、ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月15日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 内 田 文 夫

署 名 議 員 原 田 周 一